

## 別記1 提出書類の記載要領

### (ア) 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書

運用通達、役務通達の規定中、「輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

#### (1) 基本的注意事項

(a) 様式1に従って作成すること。（用紙の大きさは、A列4番とする。記載事項が多い場合には複数ページにわたってよい。）

(b) \*印の欄は記入しないこと。

(c) 「別1等項番」とは、輸出令別表第1又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号のこと。

(d) 貨物及びプログラムを同時に申請するときには、許可申請内容明細書に貨物及びプログラムを併記したものを1通提出すればよい。

#### (2) 「1. 申請者」の欄

(a) 申請の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）とする。

(b) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名をする。

例 (i) ○○代理  
○○株式会社  
代表取締役 何 某

(ii) on behalf of (principal's name)  
(Agent's name)

#### (3) 「担当者」の欄

当該輸出許可申請又は輸出許可・承認申請を担当している者の氏名、所属部署名、電話番号、メールアドレスを正確に記載する。

#### (4) 「チェックリスト受理番号」の欄

輸出しようとする者が輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の規定に基づく輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行されている場合には、その最新の受理番号を記載する。

#### (5) 「輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名（附属品等を除く。）」の欄

##### (a) 「貨物名（プログラム名）」の欄

輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書の商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

輸出貨物が附属品又は部分品のみ（以前に本体を輸出しているか否かを問わない。）の場合にあつては、「（附属品等を除く。）」に係わらず当該附属品又は部分品を本欄に記載する。また、プログラム（当該プログラムを動作させるのに通常必要なデータを含む。）については、役務取引許可申請書の役務の内容欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

当該貨物・プログラムの技術的性能が不明の場合は、輸出令別表第1又は外為令別表の中欄における貨物、技術の規定内容と、当該貨物・プログラムの技術的性能との比較対照表、当該貨物のカタログ等の提出を求められることがあるので、できるだけ申請時に用意すること。

##### (b) 「数量」の欄

貨物の場合には、輸出許可申請書の数量欄に記載したものと同一ものを記載する。プログラムの場合には、1式、1セットなど当該プログラムを数えるのに適切な単位を添えて記載する。

##### (c) 「別1等項番、省令番号」の欄

当該貨物又はプログラムが該当する輸出令別表第1又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物又はプログラムごとに記載すること。

ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、16の項の番号のあとに関税定率法別表の類の番号(2桁)を括弧書きにて記載すること。

(例) 16(第72類)

(d) 「製造者名」の欄

当該貨物又はプログラムの製造者名を記載する。

(6) 「輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供について、本欄に掲げる規定のうち該当するものがある場合は、該当する□欄に■又はレ印を記入のこと。

(7) 「貨物(プログラム)の輸送ルート」の欄

経由地(積替地又は寄港地)のすべての都市を記載する。

貨物又はプログラムが複数にわたる場合であつて、これらの輸送路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物又はプログラムごとにそれぞれ輸送経路を記載する。なお、輸送手段(航空機、鉄道、船等)について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記する。最終仕向地及び通関地の欄は、当該貨物が最終的に陸揚される仕向地の名称及び通関される都市の名称の双方を必ず記載する。役務通達の1(3)サに規定する特定取引に該当する場合は可能な範囲で記載する。

(8) 「輸入者(買主・荷受人(役務通達の1(3)サに規定する特定取引に該当する場合は役務通達の1(3)サに規定する特定類型に該当する取引の相手方)の名称、所在地及び概略」の欄

輸入者の欄には、名称、所在地、事業内容、従業員数の他、輸入者の組織(例えば、出資者名、出資比率など。政府による出資がある場合は、政府資本比率も明記するよう努めること)、規模(例えば、資本金、従業員数など)等について簡潔に記載する。出資者、役員については多数にわたるときには主要な者について記載することによい(誓約書を提出している場合は、誓約書に署名をした者又は当該署名者に権限を委任した者も記載すること)。主要な出資者が複数存在するときには、名称、事業内容、出資比率等について、出資者ごとに行を揃えて記載すること。役員についても同様とする。

なお、輸入者のホームページのURLなどについて、該当事項がない、情報が開示されない、情報が存在しないなどの場合には、欄ごとにその旨記載する。

また、買主と荷受人が異なる場合には、併記する。様式1では荷受人の欄がブランクとなっているが、買主と同じ枠組みを作成し、同様に記載する。異なる仲介者が存在する場合にも、同様に記載する。貨物の賃貸契約等の場合には、買主は当該貨物の所有者を記載する。

なお、申請時に需要者を特定できない場合は、荷受人の欄に当該貨物の保管者の情報を同様に記載する。

(9) 「最終需要者の名称、所在地及び概略並びに2. で記載した貨物(プログラム)の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地」の欄

最終需要者の欄には、名称、所在地、事業内容、最終需要者の組織(例えば、出資者名、出資比率など。政府による出資がある場合は、政府資本比率も明記するよう努めること)、規模(例えば、資本金、従業員数など)等について簡潔に記載する。出資者、役員については多数にわたるときには主要な者について記載することによい(誓約書を提出している場合は、誓約書に署名をした者又は当該署名者に権限を委任した者も記載すること)。主要な出資者が複数存在するときには、名称、事業内容、出資比率等について、出資者ごとに行を揃えて記載すること。役員、主要取引先についても同様とする。

使用工場等名称及び所在地については、当該貨物・プログラムの使用場所、費消場所、設置場所、保管場所等が、最終需要者の所在地に異なるときに記載する。複数ある場合には、それぞれについて、欄を拡張して行を揃えて、当該工場等の目的(使用場所、保管場所等)も名称の前に添えて記載すること。

なお、最終需要者のホームページのURLなどについて、該当事項がない、情報が開示されない、情報が存在しないなどの場合には、欄ごとにその旨記載する。

また、所有者と使用者が異なる場合には、併記する。様式1では使用者の欄がブランクとなっているが、

買主と同じ枠組みを作成し、同様に記載する。使用者が複数いる場合には、申請時点で予定される使用者全てについて記載すること。

(注) 最終需要者による誓約書には使用場所を明記することとなっているが、これと、使用場所が一致することになる。

#### (10) 「需要の概要」の欄

貨物又はプログラムごとに具体的に記載する。

使用目的には、例えば、当該貨物又はプログラムを用いて最終的に製造される製品を示し、当該製品の部分品(名)や中間生成物を製造するためであることを記載する。半導体洗浄装置等、当該貨物を組み込んで1つの装置・システムを工場等で構築して、それを当該装置・システムの需要者に販売する場合にあっては、当該装置・システムの販売先も記載する。

また、使用方法については、例えば、当該貨物又はプログラムを、どの様に当該部分品・中間生成物の製造に使用するのかについて記載する。

取引の経緯については、需要者等の当該貨物等の購入の簡潔な背景説明、新規・継続取引の別、引き合いに応じた結果の成約、売り込み・営業による交渉の結果の成約、代理店に需要者が来訪して商談が成立した、客先の工場を訪問して据付場所や事業現場に合った製品について打ち合わせた、過去納品したものの補修、過去納品したものが評価され新設・増設のための注文が入ったなど、取引に至った過程における事実を、通常の事業活動で把握される範囲で簡潔に記載する。過去納品したものに係る取引の場合は、当該納品の時期及び許可取得の有無についても記載すること。

なお、役務通達の1(3)サに規定する特定取引に該当する場合であって、公開情報等によって把握できない場合には「不明」と記載する。

また、申請時に需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を使用目的の欄に明記する。(例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため)。また、当該貨物の管理方法も明記する。

その他、積み戻しの有無などについても記載する。積み戻しをするときには、予定する積み戻し時期(年月)も記載する。

#### (11) その他の事項

- (a) 記載事項が多く「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」の欄に記入しきれない場合又はその他記載すること(例えば：輸出令第8条第2項に規定する異なる有効期限を必要とする理由、無為替輸出の場合の経緯、積み戻しの有無の説明等)がある場合には、別紙にその事由を記載し、当該「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」の一部として左上部にのり付けをすること。
- (b) 「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」は、輸出許可申請書、役務取引許可申請書又は輸出許可・承認申請書とは分離して提出する。(のり付けをしないこと)

#### (イ) 契約書等の写し

輸出者から最終需要者までの一連の契約書等(許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの契約書等)の写しを提出すること。また、役務通達の1(3)サに規定する特定取引に該当する場合であって、契約書等が存在しない等のやむを得ない場合は、取引の事実を説明した書類の提出をもってこれに代えることができる。

(注1) 契約書等とは、取引の事実について確認できる書類であって、契約書の他、注文書その他の取引の内容を確認することができる書類を含む。

(注2) 契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。

(注3) 展示会等に出品するために輸出する場合は、展示会に出品することが了承されたことを確認できる書類とする。

#### (ウ) 輸出令別表第1の記載項目との対比表等

輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表を添付すること。

なお、貨物又は技術が複数にわたる場合には、それぞれの貨物又は技術ごとに作成すること。（ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできる。）

(エ) カタログ又は仕様書等の技術資料

カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料を添付すること（許可申請対象の貨物又は技術に該当する部分の写しでよい）。

なお、技術の提供を行う場合については、当該技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要（製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの）を証する資料も併せて添付すること。

(オ) 需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料

(a)最終需要者が確定している場合は、需要者等の事業内容及び存在の確認に資するような登記簿等の公式文書、会社案内等の企業に関する対外公表資料並びに輸入者等の事業内容及び存在の確認に資するような同様の資料（当該貨物の設置場所・使用場所が異なる場合も同様（例：賃貸契約書など））。ただし、役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、公開情報等によって知り得る情報をもってこれに代えることができる。

(b)最終需要者が確定していない場合は、輸入者等の事業内容及び存在の確認に資するような登記簿等の公式文書、会社案内等の企業に関する対外公表資料、輸入者等から当該貨物又は技術の保管方法、保管場所等についての説明書

(注1) これらの書類は、入手可能なものを取得するよう努めることを求めているので、経済産業省が特に認める場合には、公式文書の省略や、需要者等による説明書の提出で代えることを認めることがある。

(注2) 資料が英語以外の言語で記述されているときには、需要者の名称、所在地及び事業内容について和訳又は英訳の添付を求めることがある。

(カ) 需要者等の誓約書の写し

(a)最終需要者が確定している場合

輸出者又はその代理の者は、需要者等に対して、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」（別記3-1）について説明をし、需要者等が内容を理解したことを確認した誓約書を取得すること。ただし、役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、誓約書は要しないこととするが、審査の過程で必要に応じて関係書類（需要者等における技術の管理手法の確認に関する書類等。以下同じ。）を求めることがある。

なお、誓約書の具体的な記載要領等については別記2に従うこと。

① 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるもの（別表1の提出書類の欄においてD2、3又は4とあるもの。以下同じ。）以外であるときには、需要者等から取得する誓約書は、様式2によるものとする。

② 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、様式4によるものとする。

(b)最終需要者が確定していない場合

最終需要者が確定していない場合には、輸入者等から取得する誓約書は、様式3によるものとする。経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」としては、別記3-2を用いること。

(注1) 「化学兵器禁止条約」とは、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約を指します。

(注2) 必要に応じて、追加的な誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

(注3) 原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出してください。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却します。

(注4) 輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

#### (キ) 利用者及び取引の相手方の誓約書

利用者及び取引の相手方から取得する誓約書は、需要者等名、住所、対象技術（貨物に内蔵されている場合は、商品名、パーツナンバー及び数量等も記載）、使用場所、用途限定（用途以外は使用しない。）、最終需要者以外使用せず第三者へ再販売又は再移転（再委譲）はしない旨及び用途終了後は日本に返却する旨の内容が記載されていること。ただし、役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、誓約書の提出は要しないこととするが、審査の過程で必要に応じて関係書類を求めることがある。

#### (ク) 輸出令別表第1の2の項（17）2に該当する炭素繊維の申請に係る、申請内容明細書「6. 需要の概要」の別紙

下記の（1）から（5）について、記述すること。

##### （1）需要者の事業実態

- ・炭素繊維関連事業については、炭素繊維やプリプレグ等の用途・使用目的も含めた具体的な事業内容がわかるように記載。
  - ・炭素繊維関連以外の事業も行っている場合は、その概要についても記載。
  - ・炭素繊維関連事業の実態（製造ラインの実在を含む）の確認の有無を記載。確認したことがある場合にはその時期・確認方法を記載（いずれも事実関係を記載）。
  - ・需要者が製造・販売している製品に関する需要者のホームページがある場合は、その URL を記載。
- ※明細書中「5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに貨物の設置（使用）予定工場等の名称及び所在地」に記載されていれば、重複して記載する必要はありません。

##### （2）取引に至った経緯

- ・新規取引の場合は、当該貨物を需要者が調達するに至った経緯（引合い・売込み・紹介等）の詳細、輸出者／現地代理店等による需要者訪問／店頭での相談、過去の調達先、取引先を変更する理由等について事実関係を記載。
- ・継続取引の場合は、引合い・売込みの別、前回輸出後の輸出者／現地代理店等による需要者訪問／店頭での相談等について事実関係を記載。

##### （3）需要者による炭素繊維の管理方法

- ・保管場所のセキュリティ（例：施錠状況、警備監視体制、他の貨物や品種との区分保管の有無等）、貨物保管責任者及び鍵管理者の有無・役職、炭素繊維・プリプレグ等の入出庫・使用時の承認者・役職及び記録の有無、残糸・端材処理の方法及びその実施状況、これらに関する管理規程の有無等について、事実関係を記載。

##### （4）今回の申請貨物の最終用途・使用方法

- ・炭素繊維の型等級ごとに、許可数量、輸出予定時期、使用予定時期、成果物（用途）及びその製造予定量、予定目付、炭素繊維換算量、想定ロス量、予定販売先、（プリプレグ等を製造販売する場合は、プリプレグ等の予定用途及び予定販売量）について記載。

※炭素繊維からプリプレグ等を製造・販売する場合は、プリプレグ等の販売先との契約書、販売先の存在の確認に努め、その確認した事実及び確認方法について資料を求めることがあります。なお、プリプレグ等の予定販売量が未定の場合には、過去のデータからの推定（値）を確認することがあります。

##### （5）製造設備の生産能力及び炭素繊維消費能力について

- ・炭素繊維からプリプレグ等、炭素繊維・プリプレグ等から最終製品を製造するそれぞれの装置の種類、

台数、生産能力（通常・最大）、炭素繊維消費能力（通常・最大）を記載（※外注している場合は、外注先の情報を記載）。

(ケ) 加工物等に関する説明資料

工作機械、測定装置又はこれらを使用するためのプログラム（以下「工作機械等」という。）の輸出等にあたっては、当該貨物又はプログラムを用いて製造される被加工物がどのようなものか分かる概要説明資料（例：加工物のイメージ図、カタログ（ホームページの写真や図などを含む）、イラスト等）を添付してください。また、工作機械等で製造される加工物が組み込まれる最終製品の説明に関する資料の添付を求めることがあります。なお、事前同意手続きの添付資料としてもこれらに準じるものとします。

(コ) 移設検知装置に係る確認書

様式5に従って作成してください。

1. 本確認書は工作機械等の製造者が、工作機械等1台につき1通作成してください。ただし、同一仕様の工作機械等と数値制御装置プログラムの組み合わせとなるものが複数あり、輸出の形態が同一である場合については、それらを1通にまとめて記入しても構いません。
2. チェックボックスのチェック方法について
  - ①貨物（工作機械等）及びプログラムのいずれについても、必ず該当か非該当のチェックボックスにチェックを入れて下さい。組み合わせ方によって、以下の3つのいずれかになります。
    - 貨物該当ープログラム該当
    - 貨物該当ープログラム非該当
    - 貨物非該当ープログラム該当
  - ②工作機械等の製造者と輸出者等が異なる場合には、2. 及び3. のチェックボックスの記載事項について確認のうえ該当する項目にチェックを入れてください。
  - ③工作機械等の製造者が自ら輸出者となる場合には、4. のチェックボックスの記載事項について確認のうえ該当する場合はチェックを入れて下さい。
3. 本確認書には、宛先を記載する必要はありません。
4. 貨物の輸出者名、買主名、最終需要者名（プログラムの提供先名、利用者名）等は記載する必要はありません。
5. 本貨物（又はプログラム）の輸出（又は提供）に係る契約書類の番号、契約の日付を記載する必要はありません。

(サ) 貨物の需要者の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料

様式6に従い、貨物の需要者（又は予定される需要者）の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況（申請年を除く過去3年間（暦年）の実績に加え、申請年の1月から可能な範囲で直近までを対象期間とする。）に関する資料を添付すること。

(シ) 当該貨物（又は技術）を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料

(a) 貨物の場合

①輸出令別表第1の3の項（1）の中欄に掲げる貨物の場合

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したもの。

②輸出令別表第1の3の項（2）若しくは（3）又は3の2の項（2）の中欄に掲げる貨物の場合

当該貨物の用途及び数量を確認できる資料とする。

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したもの（ブロックダイアグラム・製造工程説明書等。ブロックダイアグラムなどの図で示す場合は、当該貨物を使用するところ及び当該貨物の数量がわかるように注などを付けること。）、及び当該貨物の数量を確認できる技術資料（例えば、配管系統図、又は

配置図等（一つの工程に対し、貨物数が1の場合は製造工程を示したものの注として、貨物の用途・数量を記載することで省略可）とする。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同一の需要者向けに同一の設置場所（又は使用場所）で同一の用途のために輸出することが確認できる場合（例えば、過去に許可を取得して輸出した貨物の補修品等の輸出の場合）には省略することができる。

（注）当該貨物の用途及び数量を確認できる資料での説明が明確でないことを理由に許可しないことがあります。

#### (b)技術の場合

当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フロー図等（使用箇所を明示したもの）とする。ただし、役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、提出を要しない。

#### (ス) 化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の写し

化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書について、以下に従って添付すること。

- (1) 証明書の記載内容を証する輸入管理当局は、原則として対象仕向地の「輸入管理権限を有する政府当局」とする。ただし、当分の間は「外務省」でも可とする。
- (2) 様式7の様式例に掲げる事項につき、以下の①～⑩を参照のうえ、対象貨物に係る最終用途等を詳細に記載し、需要者等及び輸入管理当局の証明を得たもの2通(正本(ORIGINAL)及び副本(DUPLICATE))を作成すること。この場合、副本は輸入管理当局側の控えとなる。
  - ① 一契約ごとに作成すること。
  - ② 各項目はできるだけ詳細に記載し、記載内容が多く記載欄に記入しきれない場合は裏面を活用すること。この場合、表面の記載事項との関係が明確に分かるようにすること。
  - ③ 使用言語は英語を基本とするが、英語以外を使用する場合（特に化学物質の最終用途）については、申請者において日本語に翻訳したものを添付すること。
  - ④ 記載事項を全て満たしていれば、様式は特に問わない。
  - ⑤ 「輸出者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄  
輸出者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。住所又は所在地については、法人の場合は登記簿上の本店の所在地を、個人の場合は住所を記載すること。
  - ⑥ 「輸入者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄  
輸入者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。住所又は所在地については、現所在地又は住所を記載すること。  
なお、輸入者が「買主」と「荷受人」に分かれる場合は、両者の氏名又は名称、住所又は所在地について併記すること。
  - ⑦ 「最終需要者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄  
最終需要者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。  
この場合、最終需要者が確定していることが必要である。
  - ⑧ 「貨物の説明」の欄
    - ・「化学物質名称」の欄  
化学物質の名称を記載すること。別名を記載する場合は、対象貨物の名称を併記すること。化学物質が複数ある場合は物質毎に列挙すること。
    - ・「数量」の欄  
対象貨物毎の重量を単位（kg等）と共に記載すること。
  - ⑨ 「化学物質の最終用途」の欄  
対象貨物の最終用途を詳細に記載すること。
  - ⑩ 「最終用途の限定及び再輸出の禁止」の欄  
最終需要者に、対象貨物を化学兵器禁止条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用すること及び他のいかなる地域にも再輸出しないことの保証（最終需要者の肩書及び日付の記入並びに署名等）

を得ること。

⑪ 「政府の証明」の欄

輸入管理当局に、最終用途証明書の記載事項について事実と相違ないことの保証（輸入管理当局（又は外務省）の名称、担当者肩書及び日付の記入並びに署名等）を得ること。

(セ) 削除

(ソ) 修理依頼書（クレームノート）

不具合の事実を確認した発端から需要者まで、具体的な内容（クレームの内容と修理等のリクエスト（商品名、パーツナンバー、数量を含む。))が通知されていることが確認できるもの。

(タ) 修理承諾書（クレーム承諾書）

需要者から不具合等のために返送を承諾している旨（商品名、パーツナンバー、数量及び修理等の対応が具体的に記載されていること。）が申請者まで通知されていることが確認できるもの。

(チ) 輸入時のインボイス等

貨物又は技術が本邦に輸入（提供）されたこと及び当該貨物又は技術のパーツナンバー（及びシリアルナンバー）が確認できるインボイス、パッキングリスト、Airwaybill、船荷証券又はこれに準ずる書類。

(ツ) 授權証明書

法人の申請で、輸出許可申請又は役務取引許可申請に係る書類に記載した申請者が、当該法人の代表権者でない場合は、様式8に従って作成すること。

(テ) 委任状

法人の申請で、実際の輸出者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請又は役務取引許可申請手続きにあたる場合は、様式9に従って作成すること。

(ト) 削除

(ナ) 削除

(ニ) 価格等内訳説明書

様式12に従って作成すること。なお、契約締結責任者又はその代理者名で作成すること。

(ヌ) 最終需要者が当該貨物を用いた研究等を実施可能であることを示す物理的及び技術的能力に関する資料

例えば、使用場所の組織案内・会社案内等の当該貨物を取り扱う設備（バイオセーフティレベル等）が分かる資料、当該貨物に関連する研究実績・製品製造実績等を提出すること。また、当該貨物の使用方法に関する具体的説明に関する資料も提出すること。

(ネ) 削除

(ノ) 削除

(ハ) 郵送による許可申請書類等の送り状

様式13を用いて作成すること。複数の案件の許可申請書類等をまとめて送付するときには、送り状に「

案件1」、「案件2」と明記して、それぞれについて「1 申請の内容」及び「2 書類一覧」を記載すること。

「1 申請の内容」には、許可申請書類、事前同意相談書類又はその他の書類のいずれかを示すため該当する□にレを付すこと。「2 書類一覧」には、①輸出許可申請書2通、②輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書1通、等の書類毎に番号を①から順に付して、その後ろに提出書類名と通数を記載すること。「3 連絡先」は日中連絡がつく連絡先を必ず記載すること。複数の案件がある場合には、送り状の末尾に記載すること。

（注）その他の書類の場合に、様式13の記載事項中該当しないものもありえるため、その場合には「-」を記載すること。